

11  
526

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

龜井茲矩傳

第九卷

始



亀井茲矩傳 第九卷

亀井伯翁訂寄贈本

茲矩幸盛寺を  
建つ

後ち茲矩為り寺を其の邑鹿野に建て、號し幸盛寺といふ



淨土宗幸盛寺を鹿野の下町にあり山号を鹿野山と云ふ境内平地三十三間、二十七間半、都知恩院の末寺あり、文禄元年壬辰建、證譽上人あり、寺僧曰や本寺を原と鹿野北方山中にありて、持西寺と云ひ、寶徳中、惠鏡坊、凝阿上人の建立にて、時宗の道場あり、其の後乱世に遭ひて退轉し、跡形もあらざりぬ、今亦ほ持西寺が鼻と云ひて、其の遺蹟を存せり、亀井氏領主とあり及び、持西寺の寺

本尊無量壽  
佛の由来

額を鹿野町に移し、山中鹿今幸盛菩提の爲め  
に新刹を創建す、実<sub>ニ</sub>文祿元年あり、  
本寺の本尊無量壽佛ハ、運慶堪慶の両作あり、  
元<sub>ニ</sub>出雲國玉造湯子安置して、湯氏先祖より  
数代相傳し護持尊ありしを、尼子家没落の時  
一旦紛失し多りしが、後<sub>ニ</sub>當國高草郡味野村  
願行寺の本尊とある、茲矩領主とある<sub>ニ</sub>及び  
願行寺の寺主<sub>ニ</sub>所望し、當時の本尊とせし  
本<sub>ニ</sub>願行寺々主茲矩の望<sub>ニ</sub>應して、此の像を  
進呈し、茲矩之を拜する<sub>ニ</sub>、往昔の面影をあり  
と雖も、乱後傳轉し多りし<sub>ニ</sub>爲め、佛像の莊  
嚴剥落し見苦しけきを、京都<sub>ニ</sub>のぼせ<sub>ニ</sub>修

幸盛寺の扁  
額

飾せしめ多し、其の座臺より古證文二通を  
を發見せり、之を<sub>レ</sub>一通を文字蠹蝕して讀み  
か多し、其の一通の文<sub>ニ</sub>曰く

湯一黨現當二世家族爲繁榮莊嚴者也

幸盛寺の額を、本堂正面<sub>ニ</sub>之を掲ぐ、茲矩の真  
蹟あり、文字の大きき、豎二尺許、横一尺五寸、黒  
き板<sub>ニ</sub>胡粉<sub>ニ</sub>て書し多し、是を元<sub>ニ</sub>白木の  
板<sub>ニ</sub>墨<sub>ニ</sub>て書きしを年を経るの久しき、煤煙  
子<sub>ニ</sub>真黒とあり、文字もさかりあらざる<sub>ニ</sub>至  
りしを、鳥取の人矢野兵庫と云ふ人、其の磨滅  
せん<sub>ニ</sub>古とを惜み、煤を洗ひて原<sub>ニ</sub>の墨痕<sub>ニ</sub>少し  
も多<sub>ニ</sub>がたず、胡粉を以<sub>テ</sub>塗抹し多し<sub>ニ</sub>、即

山中幸盛の墓

ち今の額あり

山中鹿介幸盛の墓を、其の遺髪を埋瘞する所  
あり、本堂の左側あり、五輪の石塔あり、  
高さ二尺許、臺石あり銘あり曰く、幸盛寺殿潤林  
浄了居士慶長十三年二月二十五日、沙門城蓮  
社照譽上人建立とあり、鹿介の生害を天正六  
年六月あり、さきむ此の塔の建立を逝去より  
三十一年の後あり、鹿介を尼子氏の忠臣にて  
亀井家の先代より、而して茲矩の鹿介に於る  
外舅あり、茲矩幼弱の時より、鹿介後見の高恩  
を受け、追感止むと能く、則ち此の一基の  
石塔を造立し、許多の緇衆を請ひ、報恩謝徳

の佛事作善を修せらるゝあり、茲矩の菩提寺  
を、曹洞宗讓傳寺ありども、山中氏ハ浄土宗に  
てもありしものゝ、新より浄土宗幸盛寺を造  
立して、此の遺髪塔を立らき多し、  
按ずるに、因幡志に、今の無縫塔の臺石彫刻す  
の所を、幸盛寺殿潤林居士、天正十一癸未七月  
二月、沙門城蓮社照譽上人建立とあり、(死没の  
年号と相違あり)此の寺を文禄元年天正六年より十五  
年後の創建あり、石碑を建多し、時の年號と  
も見不し、寶曆年中古碑の銘の寫を見るに、  
碑碣を五倫にて、臺座より前より出すり、如しと書  
せり、然るに今の無縫塔石垣方一間許を、寶曆  
高さ七尺

以來の造り替りて、慶長より寶曆に至りて、百  
四五十年の星霜を経む、文字磨滅して、年号  
を誤り記し多るもの歟、此の照譽上人と云へ  
るを、當寺開山の住持あり、此の石碑何とて  
武藏守殿造主ありて、照譽の立てけるを、故あ  
るあとより、但し初めの石塔を、武藏守殿建主  
ありしを、破損して照譽之を再建せしりやと  
あり

幸盛寺の鐘

幸盛寺の半鐘を、茲に高草郡湖山の池を掘り  
し時、池中より掘獲多るものと云ふ、鐘の高さ  
三尺、指わ多し二尺あり、銘に曰く

因州高草郡於布施仙林寺願主渡部盛勝

俊盛 結衆

明應六年丁巳五月二日

大工野坂住 藤原信重

按するに、此の鐘を、後年破損しけむを、安永二  
年更に鑄かへ多るものにて、今山門の階上  
あり

因幡民談記に曰く、武藏守殿、高草郡を新しく  
拜領し給へむ、郡中所々普請をさせ給ふ、湖山  
の池水を海へ落し、池の廻り干上りあり、田地  
みせんと黙論し、伏野の濱近く、長者屋敷の邊  
を沙を掘り、上水を通じ、両郡の百姓を家々よ  
役をかけ、此の所を掘らせらる、此の池の邊、何

方七皆大沙磧にて、掘上げぬきとも其の跡も  
あらず、頓て埋きけるさう一日掘通し、水漸に通  
れども、風少し吹きぬき、夜中にも多風吹入  
き、翌日を悉く埋りけり、さきども大勢入る  
へ入れらるへ掘上きを、水少くづゝて行きけり  
ども池の水低くして、落つる躰をありけ  
り、此の所を掘りけるも、不思議の事ども多か  
りけり、池の水口をさゝへ、水を通さんとあし  
ける所も、池の底より釣鐘一つ掘出す、取掲げ  
て見けきを布施の城下ありし時、仙林寺とい  
ふ寺の鐘あるよし、銘を明らるる記しける、昔  
大亂の時、此の池の中へ隠して置きしけん、頓

てこきを鹿野へつかへし、幸盛寺に掛けらま  
ける。

因伯記要子曰く、山中鹿之助幸盛の墓を鹿野  
所幸盛寺にあり、幸盛寺ハ亀井茲矩幸盛の善  
提の爲めに建立せしものなり、墓を方約一  
間許、石垣の内にも無縫塔を安んじ、臺石に刻し  
て曰く、為幸盛寺殿潤林大居士天正十一年癸  
未七月二日沙門城連照譽上人建立と

謁山中幸盛墓

安部 巽軒

古碣巍然古利中、春天來吊起悲風、勇威當世誰  
能敵、空駐英名傳不窮、

捨遺鹿野故事談(熊谷道伸子屈甫撰)曰く、幸

盛寺を古昔持西ゴフの北、浄土墓の地チあり、始め  
明照山持西寺と號す、後花園帝宝徳中創建す  
る所あり、開基の僧を慧鏡エキョウ房ボウ疑阿ギアと稱す、文明  
二乙寅七月一日を以て卒す、今年寛政甲寅ニ  
至り、三百四十八年を経、天正中、亀井公本郡ニ  
封せらるゝの、後、今の地チに移し、改めて鹿野山  
幸盛寺と號し、以て其の先舅山中鹿助の冥福  
を助く、幸盛ハ鹿助の諱也、佛殿の掲ぐる處の  
横扁、幸盛寺の三字を武公親ら題する所あり、  
大鐘一口あり、是亦武公高草郡湖山新田開闢  
の時、湖中ニ護ヲて以て寄附する處といふ、銘曰  
因州高草郡布施仙林寺、願主渡辺盛勝、俊盛、結

衆、明應六年丁巳五月三日、大工野坂住藤原信  
重と記す、後改鑄ると雖も、猶舊銘を存す、此の  
寺の故事、先世玉譽和尚所著の縁起ニ詳也、故  
今贅せず、

山中幸盛傳

山口美道著

子曰く、茲矩為建寺于其邑

鹿野縣曰幸盛寺、寺中有碑高五尺許、前面題曰  
為幸盛寺殿潤林淨了居士、其左右有二于時慶長  
十三年二月二十五日沙門城蓮社照譽上人建  
之文字

鹿野山幸盛寺縁起

因幡國気多郡鹿野山

幸盛寺

情當時之濫觴ハ、亀井武藏守殿當國發向之刻

以武略近邊之城廓を責取、則成當所之城主、  
多高草而郡叔掌彌家門為繁榮、多堂社建立、  
行寺社領、就中當寺ハ山中鹿之助殿菩提寺定  
佛岡於欲為建立、而撰地景、今幸得此靈地ト  
武州公欣然トシテ創造營事、漸而作為伽藍以  
名之謂鹿野山幸盛寺爾、此縣有故鹿之助  
ト云譚を以山跡トシ幸盛ト云名衆を為寺跡  
即戒名幸盛寺殿潤珠淨了居士之位牌被建置、  
時自ら幸盛寺ト云額を畫、以後代傳不朽、則  
今之額是也、亦本尊ハ御長三尺五寸、阿彌陀尊  
也、運慶湛慶一体而作之尊像是也、然此尊像往  
昔在雲州玉造郷湯氏一黨尊崇之靈像、或夜武

州公夢みらく、高僧從空來、告曰く、汝志哉吾  
ハ是日頃尊崇之佛也、早可移鹿野山、先映東嶺  
滅没、夢覺而回頭、異光殘室中、芬郁多、晨ト起  
而任告望東、爰到高草郡味野村ト云、有一宇願  
行寺ト號、立寄奉拜本尊、我前於雲州信仰の佛  
像ト似多、不思議之思を成、住僧を呼、問  
曰、此御本尊ト昔より有來之什物ト哉、但トと  
御尋有りけ、住僧答曰、何地ト無ト旅僧  
此本尊を持來、賣らんと云、依之買求當寺之  
奉安置中尊、由テ語、借テ雲州滅亡ト付、爾ト  
有んと彌揭仰之思頗ト、且先之瑞夢往  
侶ト語而予、緣佛ト安、安置鹿野山トせん、



乞郡主之命難辞終奉安置當寺備中尊今到  
光明遍照之形蕩々として利益提取之粧巍々  
多る者也而後龜井公御國替有る跡経星霜積  
年今本尊之御身破損させ終り三代前  
住僧大譽上人深此事を歎き延寶年中無二  
之丹誠を抽莊嚴之時既に至り京都へ奉上其  
時佛師御身を潤き見ると二通の書入り有り  
一を煤と成る由不見今一通云湯ノ一黨  
現當二世為家内繁榮莊嚴之と書入有り文字  
も幽々見ゆきを今亦其通り書改而奉納御身  
是是以彼瑞夢を思ひ願行寺にて本尊拜覽之  
因縁宛如合符節奇々妙々之非深縁乎因茲見

聞緇素驚耳目信心銘肝而已

因州氣高郡鹿野山幸盛寺現住

讚譽

- 一 初山中甚次郎後山中鹿之助幸盛と号す
- 一 天文十四年八月十五日生於雲州富田庄武  
功英名人の知る所あり天正六年寅七月二  
日殞命備中阿部川之涯時歳三十九
- 一 幸盛寺に大五輪の墓あり武州公米百俵  
て築せたまふ
- 一 精林院賀屋珠慶大姉墓武州公の為にて姓の
- 一 幸盛寺境を往昔備後國侍杉原播磨守盛重  
と云人の陳屋の跡地あり南七十間東六十

間録此邊を盛重土井といへり

一此の寺の西山の麓にありし持西寺を此地に引せ、山寺号を改められき、

一當時二十七世の住明譽和尚為中興始祖

一本尊阿彌陀如來を佛工師運慶湛慶の兩人

御頭上より御足まで、真二つに仕立作之、其

工妙一人より刻むが如し、

一幸盛生害以後二十一年を経過し、慶長十二

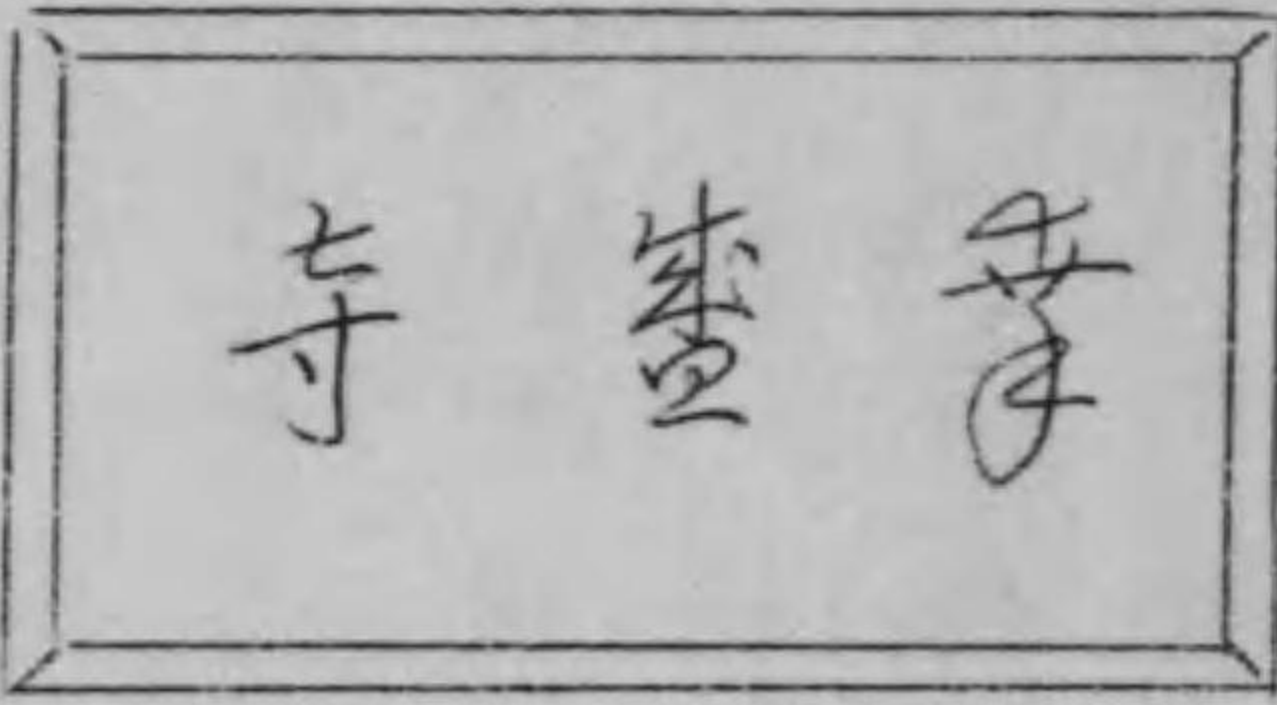
年二月當寺第三十一世城蓮社照譽上人秀

廓和尚代造立を、

一高譽壽性居士之墓所、尼子没落以後當國へ来る

一圓月妙林禪定尼之墓所、多賀是兵衛の室

鳥取の城主宮部兵部の内より多賀三郎兵衛と云勇者あり、又津和野より同姓同名の家筋あり、不詳、



額板横七尺餘、堅三尺餘、

幸の字大、堅二尺計、横一尺五寸

盛の字文字、堅一尺八寸計、横一尺

寺の字文字、堅一尺五寸計、横一尺

黒き板より胡粉にて書く也、

右武州公の御眞筆あり、中古鳥取家中矢野兵庫此額の文字幽自ら彩色見え難きと悲み、同州高草郡於布施丁一當寺釣鐘、長三尺、徑二尺、林寺結衆明應六年丁

己五月  
三日

願主 渡邊盛勝俊盛

大工野坂住藤原信重

此鐘ハ亀井武州公、小山池を海へ掘流さん  
と云、池を掘りけり時、池の中より此鐘を掘  
出し給ひて、此寺へ送きり、今當寺の什寶不  
り、

一此寺建立を、天正の終、文禄の初、建立と見え  
たり

一文化八年、京都華頂御殿より、山中鹿之助亀  
井武藏守二子の信義御感心被為在、菊と葵  
の御紋の御幕、金燦と同御紋の打鋪御寄附

被遊候事

以上載せる所、幸盛寺記録あり、

文化十 亥七月十七日、幸盛殿二百五十回子  
當るを以て、亀井大隅守茲尚使を派し、代番  
せしめ、靈具打敷等を寄附す

明治十一年、幸盛殿三百年回子當るを以て、  
亀井家子於てを、家法神式を以て祭事を執行  
し、特子幸盛寺へハ、祭案料千匹を贈り、田中鎮  
治子委し、法會と預らむ

明治十九年一月五日、茲矩十三代の齋茲明、幸  
盛殿墓碑保存の爲め、金五拾圓を寄附す、  
鹿野幸盛寺堂宇之儀數百年之星霜を経過し、

殆破壊之場合も至り候由然る處往古建築  
之儘今日に至る迄存在候儀殊に柱梁之材木  
古代製作より、頽廢し不忍事情も有之、今回旧  
材を修理し改築之儀往職及び檀家一統之發  
起有之候由然るに工費其餘之費途難支、依て  
於該地種々評議も有之候由之處、同寺堂宇之  
儀當家曩祖茲矩公建立之由緒も有之に付、堂  
宇之興廢彼是當家之主旨承り度旨を以て、態  
々御出京も有之、委曲被申出候に付、得と及評  
議候處、右事件も無餘義筋も候得共、全体其院  
へ對し候儀も、先年於旧藩葵祭改革致し候に  
付、津和野菩提所を始縁故有之寺院關係之儀

に、総て及離断候儀も付、其節鹿野地方へも同  
様及通告候、右之次第も有之候間、幸盛寺堂宇  
存廢之儀も、於當家異見無之候、尤幸盛公之尊  
靈も、當家も於る古來より祭祀相營候へ共、該  
地御墓碑之儀も、茲矩公深き御存慮を以、當時  
御建設相成候事も付、將來永々傾轉無之様保  
護不致し不相叶事も付、御墓碑修補之儀も、於  
當家可成負擔致し候存慮も有之候間、爾後傾  
覆等之儀有之候も、當方へ御報知相成度更  
も及御依頼候、仍而永代為守護料金五拾  
円贈付致し候間、御收納有之度候也

証

一金五拾円也

是て山中幸盛公墳墓守護料ト之ニ御寄  
付相成

云々受領候也

明治十九年一月五日

幸盛寺 河原頼海 印

全寺檀家総代

梶川小三郎 印

廣田 庄七 印

稲村 市平 印

亀井茲明 殿

ま多笹川臨凡著、山中鹿之助と題する書に曰

く、鹿野山幸盛寺縁起といふものがある、文化  
十年鹿野の熊谷道伸の撰文かゝる、其建立の  
由來を見るべきに足るが故に、此を轉載する、  
幸盛寺在于因幡州氣多縣鹿野、後花園帝寶徳  
年中慧鏡房凝阿上人所開基、而隸京師智恩院、  
初上人構精舎于鹿野西北山麓、號曰持西寺、曰  
明照、持西寺之遺跡今為郷人葬瘞地、郷俗呼為  
浄土墓、後百数十年鹿野城主亀井武藏守茲、  
命第二十七世上人明譽、移寺于鹿野、更號幸盛  
寺、山號鹿野、今佛殿所掲横扁幸盛寺三字、亀井  
侯所親書、有洪鐘一口、銘曰、因州高草郡布施仙  
林寺願主渡邊盛勝、大工野坂住藤原信重、明應

六年丁巳五月三日，是龜井侯壘開高草郡湖山新田之時，所得于湖水冲而寄附之也。爾後雖改鑄，猶存舊銘。是為其先勇山中鹿助幸盛，追祈冥福也。在天正年中云，幸盛者雲州人家，世為臣於尼子氏。初湯氏有幼孤，幸盛憐恤之，取育之。及長，以其子妻之，以繼龜井氏之後。是為武藏守茲矩（或曰龜井侯生于雲州，玉造其地，出温泉，故以湯為氏）。永祿年中，尼子氏為毛利元就所滅，而群下離散。按永祿二年，毛利元就擊尼子氏于雲州，攻戰數年，尼子氏力盡不能拒。九年七月，右衛門督義久及其弟八郎秀久、九郎倫久共降焉。元就囚之于藝州吉田。義久之近臣山中鹿助等數十人

從之。鹿助潛有興復志，遂逃而之京師。幸盛慨然有復興志，立尼子之遺孽勝久為主。按勝久，尼子伊豫守經久之次男。紀伊守國久之子式部大輔誠久之子也。初為僧在洛之東福赤山中。鹿助立原源太兵衛等，勸還俗，稱孫四郎勝久，奉為主。揭義旗于雲州，頻降數城，進銳師于因州，拔砦畧地，兵勢漸振，功績幾就。踣於三保，寔於末吉。千辛萬苦而不克，遂其志。按元龜二年，鹿助源太兵衛等與隱岐為清戰於雲州三保，而敗績。鹿助被創殆死焉。是年六月，鹿助居伯州末吉城。吉川元春陽輝攻大山，潛出自間道，俄圍末石。鹿助狼狽不能守，降焉。元春囚之，尾高鹿助一夕偽為疾痢，頻

數之廁伺守衛懈而逃亡。意歸織田將軍而欲藉其兵威以濟事。時織田公方便羽柴秀吉略關石。伐毛利氏。因以勝久、幸盛等為先鋒。據播州。上月城毛利氏遣其族吉川元春、小早川隆景率師攻之。城陷。勝久死之。按天正六年。尼子勝久率山中鹿助以下二千餘人。據播州。上月。竟將取作州而入雲州。毛利輝元遣其叔父吉川駿河守元春、小早川左衛門佐隆景將兵數萬攻之。織田信長使羽柴秀吉將兵十萬救。上月不克。秀吉班軍尋城陷。勝久自殺。幸盛事竟不濟。而欲刺主帥報仇。與勝久辭而降焉。二將知其偽。執送之藝州。途殺之。備中甲部川上。幸盛年三十九。天正六年戊寅夏。

六月也。按鹿助之卒日諸說不同。陰德記為天正六戊寅七月。而不記日。又浪華豪姓鴻池者。幸盛之裔孫。而其家所傳為天正六戊寅六月二十六日。又安永五丙申七月十七日。石州津和野城主龜井隱岐守使其臣安部恒右衛門為奠香使。來於寺大設法會。以修幸盛二百回忌之追福。然則為天正五丁丑七月十七日歟。未知孰是也。龜井茲矩則上月覆沒後。流落至因州。潛匿乎民間。會秀吉攻略因州。茲矩迺起。屬秀吉。數有戰功。賞賜氣多。高草二郡。治于鹿野。於是乎感幸盛之舊德。傷其忠志不果。而憤魂之無慰。移持酒舊院于府下。營造堂宇。安措神牌。祭奠追修。永無廢絕。然而

尼子氏の遺臣  
茲矩子偏子

猶以其不有宅兆為憾、遣使索遺骸於備中、僅得其枯骨、廼葬而墳墓之、命第三十一世照譽上人、大修法會、以明追報、今寺所專守石碑、題曰幸盛寺、殿潤林、淨了居士者是也、(按鹿助之卒、天正五年、六年之間也、而今寺中所在、石碑記慶長十三年二月二十五日、與天正五年相去三十二年也、故人多致疑、蓋當時戰爭之際、道路隔塞、音耗不通、雖龜井侯亦不能審知其卒年月、而墳記造立墓碑之年月、地耳、於戲幸盛恤孤、而茲矩傳爵土、永世茲矩報德、則幸盛享祭、奠無窮、孰謂報德之理而可誣哉、

幸盛歿後、尼子氏の遺臣、多くて茲矩子偏子

片寄角右衛門重明

幸盛遭害の翌月、尼子の遺臣片寄角右衛門重明、幸盛の妻亀井氏を奉り、茲矩子依り、即ち亀井能登守秀綱の長女より、茲矩の妻の御あり、後ち鹿野より、於る賄料百四十石を給し、元和三年津和野より移り、寛永二十年十一月二十四日歿す、法名を高松院香譽崇薫禪定尼と曰ひ、墓を石見國津和野亀井家墓地の域内にあり、

幸盛の遺妻  
高松院の墓

片寄氏由緒より曰く、片寄東市正八、尼子家の侍大將相勤、後ち幸盛公より戮力、嫡子市允重義父の家督を継ぎ、属尼子家、幸盛の家老より、第三郎五郎重秀、兄の家名を継ぎ、亦弟角右衛門



重明兄の家名を継ぐ、天正六年戊寅尼子勝久  
幸盛公播州上月籠城之處、五月二十九日落城、  
尼子勝久生害、幸盛公同年七月十七日、備中阿  
部川於相の渡、戦死したまへ、同八月朔日、幸盛  
公の奥方御當家子奉伴罷越候處、重明儀武蔵  
守茲矩公へ被召出  
山中幸盛傳山口美道著子曰く、幸盛逢害之翌日、尼  
子氏臣片寄重明者有、奉幸盛妻亀井氏往依、茲  
矩、寛永二十年十一月十四日歿、謚曰高松院、  
而して秀吉後子飾磨の陣に至り、大將信忠子謂  
く、謂て曰く、安土の出馬遅延せしと、今不ほ意子  
解する由と能てず、想ふに尼子兄弟をして不利

秀吉の慨嘆

に陥らしめ多るて、或も密に志を毛利に通せし  
者の所業あらんや、幸盛と共に上月城に入りし  
貳千餘人の内、大將七人生害し、其の餘の者を閑  
城せしを以て、勇士多く死を免れ多りと察せら  
るべきに、斯の如き残酷の處置み誰より帰服す  
るものあらんや、己子亀井新十郎が若きに、或も  
旗下を辭するに至らん、豈惜むべきや、向らずや、  
諛者の所為実子天下の大事を誤る、遺恨極まき  
りと謂ひつべしと、慨歎せらるべきとぞ、  
真書太閤記子曰く、羽柴筑前守秀吉を、飾磨の  
陣に至り、大將の前より出て申しけるを、安土の  
御出馬遅延せしこと、返すべし不審に存候、其

の故を某大殿に仕へ奉りけること年久し、其  
の際鷹野にあり、河狩にあり、仰せ出さきし時  
刻より速きこと、何度もありて、御供の衆間  
に合はざりしとて、御勘當蒙りし者もありき、  
刑や御陣の事、於て、幾日御定めありて、  
雨もてし雪もてし、延ばしたまふこと一必し  
無かりき、然るに中國衆と初めての對陣、御  
下向の由御觸あり、終に御下向在まさむ、如  
何ある思召みや、秀吉更に其の意を得奉らむ、  
是を何人より大殿下向ましますむ、毛利家と大  
合戦に及ぶべし、且つ尼子兄弟山中、立原など、  
先鋒に加えりて軍せむ、必敗走すべし、毛利家

一度敗走せむ、浮田、吉見等、忽然に降参すべし、  
然あらむ別所、波多野の類まで、力を落し氣を  
疲らし申すべし、然るを御出馬を申し止め、却  
つて上月加勢を引揚げ、尼子兄弟を捨殺し候  
こと、全く毛利家へ密に志を通し候者の所業  
と存候、其の上山中と一所に上月に籠り候、二  
千餘人の内、大將とし七人生害あり、其の餘を  
立退候へむ能き侍多く立退きしと思召さる  
べし、既に亀井新十郎が如き者すら、最早御簾  
下へて参り申すまじく候、可憐侍多く捨てさ  
せ多まふこと、惜き御事あらすや、是を必讒者  
の所為あるべく候へども、實に天下の為め

大事を誤り多まふこと返すべし遺恨は候と  
申しけきむ、中將信忠初め心付き、惟任が安  
土へ奉りし注進は止め申しつるなるべけき  
但し惟任が注進状を奉りしのみならず、始  
めより信忠が安土を進發せし日、大殿の仰せ  
らるゝを毛利三家の者如何に猛しとも、朝憲  
は背き多うんよ、信長自身發向をべけき共、  
元春隆景が計らひあるべし、建元年々の貢獻  
怠ること無けきむ、其の罪を鳴らして、是きを  
攻むべき謂きあり、尼子兄弟ハ朝家も勲勞あ  
るはあらず、只其の父祖の業を興さんの孝<sup>志</sup>  
賞すべきといへども、抑し私に國郡を剽掠し、

民庶の財を却奪せしことありと云ふべし  
ぞ、是き我容易に出馬ありが多き所以あり、筑  
前も此き程の事知らざる者あり、然として  
幕下の者ども、何きも悉く朝家も勤勞ある者  
の身も何らぬむ、打出して仰らるべきに  
何らず、不可説の中も、又不可説ありと宣せ  
しと仰らるべきを、秀吉涙を流し、此き程の事、筑  
前を知り多らんと、の御説こそ、誠は畏り入り  
てこそ候へとして退出せし書は、鹿之助、忠を忠  
あり、然しとも、義は薄し、織田右府天下を征す  
る朝家の公用を奉せむ、將軍の台命は應せざ  
る者を討するを以る名と、北畠朝倉、津井の

罪是あり、三好を征せしむ、將軍の仇を復する  
あり、松永を討し、君とし、臣を罰せりあり、  
毛利の如きて、朝廷大儀の用途を獻し、多時  
々の貢献を闕ぐことあり、故にこれを征すべ  
き名あり、尼子の如き朝廷に勤勞あり、且つ鹿  
之助の上月を守らんことを請ふや、其の本意  
上月に居り、作州を蠶食し、遂に伯州を侵し、雲  
州を復するにあり、其の意既に織田家の為め  
に、忠を竭すべしと云ふに非ず、又初め惟任に  
属せらるるに、惟任を足きりとせず、羽柴に属  
するに、全く上月を請ふんが為めあり、信長、筑  
前守共、素来鹿之助勇ハ勇あり、又忠あり、然

しどし其の本志始終織田家の為めに用ゐら  
し難きを知る、惟任が鹿之助を諛せしむ、又先  
秀を嫌ひ、秀吉に属せむあり、然し、筑前守  
も味方を捨殺すの名を疾む、故に加勢を請ひ、  
又勞し、後ち、己の用多らざるを知るゆゑ、  
力を戦ひ、盡さず、加勢の引取際に至り、將命  
の止むを得ざるを名とせ、是に秀吉の譎みし  
て正あらざる所以を知るべし  
豊鑑長濱真砂の條、且、秀吉やが、信忠卿  
のもとへゆき、今度上月表へ旗をよせさせ  
給ひ候へば、毛利家の根をたちて亡失、中國、筑  
柴までも、信長卿の御心のまゝ、あるべし、秀吉

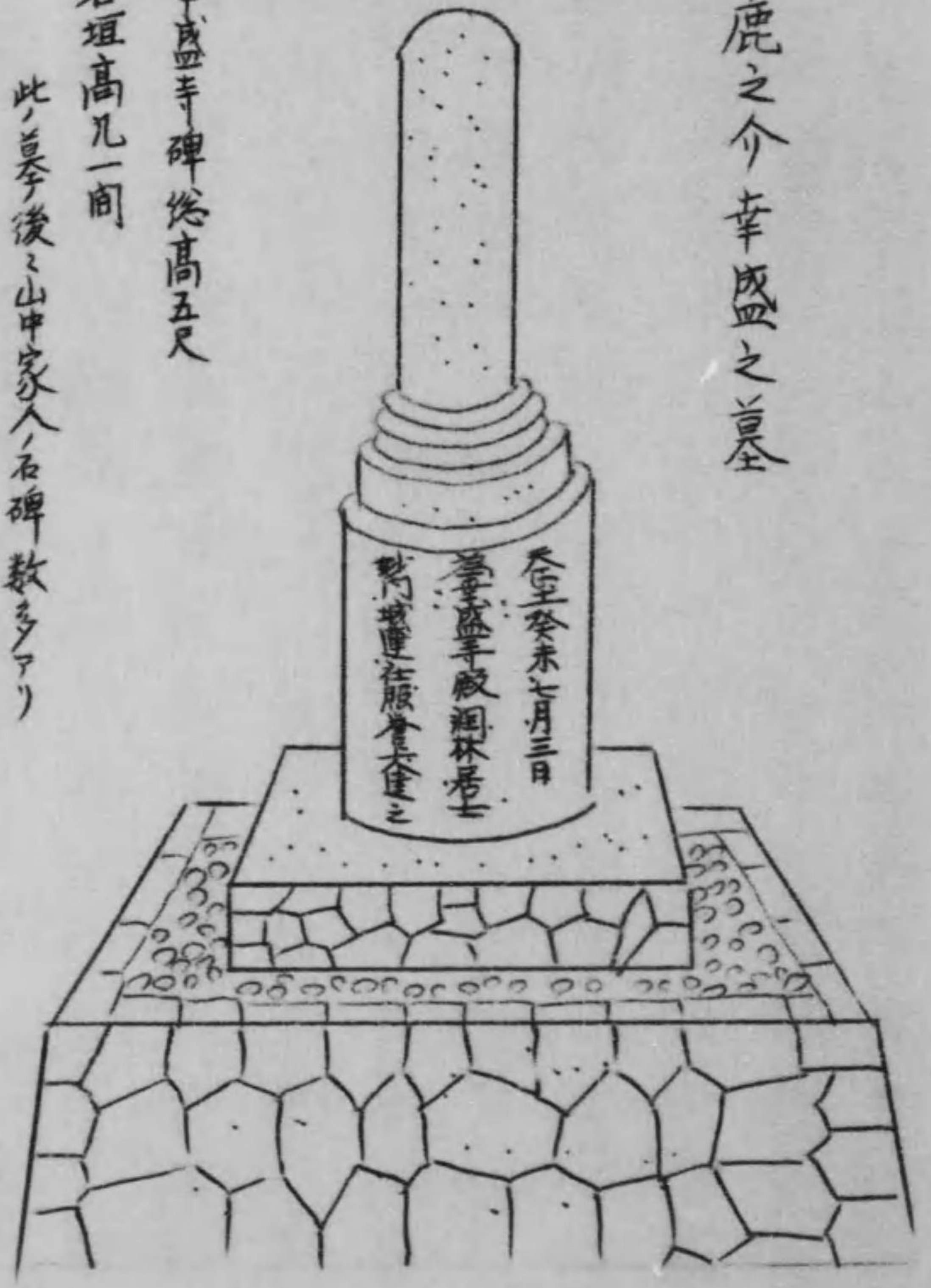
ハ數まへうきぬ身あきむとまきかゝまき鹿  
之助をきてさせ給ひして西國のちてまでも  
御名をあがし給ふくちをくま倭臣の心ざし  
あうし今もああるまこそとをいおうだ  
いきまくほとあきむ実まさがあ日をうつさ  
ず三木へこそよせめとく軍をあまがしど  
もまふき給ふて八月末つが多大勢を三木の  
城へつあらし云々

太閤眞蹟記に曰く羽柴秀吉ハ尼子主従を捨  
多る事悲歎骨隨に徹しぬきむ飾磨の本陣に  
至り信忠卿に謁し涙を流し申しけるを再  
度御出馬を勧め奉るといへども御承引ま

まさず違ふ帰陣すへきむね宣ふより尼子  
を捨く引帰り候事返すべし口惜く歎き入  
て候信長公を軍事に聊も怠り給ふ事なく一  
度御出馬と定めたまひてをいふ事あり  
てもその日取をさへ違はせらまらず速に進發  
し多まふ御大將あるは此の度は於て前々  
より御下向のより宣ひ且ま多某より林中を  
以て言上せしむ御直は不日御進發のむ  
ね堅約ましくあがら俄に御出馬を止めた  
まふのみく諸勢まで引くべしとの御下知  
こそ心得難く候也斯く申せを我意を立つる  
とし思召候半あきども諫言奉るは臣下の道

御用ひありとて、その節の善あらん事を申  
 さずんぞ、忠<sup>臣</sup>誼<sup>子</sup>あらざ、此の故に無礼を顧み  
 ぬ、利害の至極を申上候も、今よても無益の  
 事あら、此の後の為に候へむ、得と御聞下さ  
 るべし、先つ今度上月を引拂ひ候事、中國勢  
 威力を加ふるのみ、勝つべき軍の勗をえづし、  
 尼子を捨てさせ多まひし事、永々當家の御耻  
 辱多る譯を、此の頃より度々申上げぬを、今  
 更言上仕るゝ及でず、抑君當所へ御下向の儀  
 を、信長公の御下知としく、上月後詰の為め  
 候はずや、然るに書寫山に御着陣有る、上月表  
 へ至らせ多まてず、某御催促申上り、いと信

山中鹿之介幸盛之墓



鹿奴幸盛寺碑、總高五尺

石垣高凡一間

此、墓後、山中家人、石碑数多アリ

長公御下向まで合戦を慎み候へと宣ふまよ  
り其の時某君の御出馬是きあき子細粗推量  
を仕りあがら信長御下向ましまさざ味方の  
勝利疑ひありと存ぜし故何事も申上む其の  
儘に致し置候處信長公の御下向もあき様は  
相成帰陣の命至りていよく合戦の術無  
く一向先は某が推量の趣を内々君へ言上し  
合戦をたどめあむよありくものと後悔仕り  
て候是きて元来毛利家を某に命ぜらき敵  
に候故今度二月表へ出張の儀さむありの  
大敵あきども信長公御出馬ましく切り崩  
して味方勝利とある時を某承りし中國退治

心安く其の功終らん事を、ね多み思ふ者有り  
く、利を非<sub>レ</sub>曲げて、あらぬ事ども<sub>レ</sub>利を付け  
て言上し、君をた<sub>レ</sub>ため、信長公まで、終<sub>レ</sub>御出  
馬あき様にて、相成しものにて候、知し召さる  
、如く、某も信長公の御取立に依<sub>レ</sub>、莫太の恩  
禄を給<sub>レ</sub>り、諸將の數に入り、無双の立身仕ま  
む、其の仁恩の深きを報<sub>レ</sub>奉らんが為め、命を  
矢先<sub>ニ</sub>かけ、諸國平均の功速<sub>ニ</sub>あらん事を心  
願ひ、就中中國も、毛利一統の領國あきむ、等  
閑の敵<sub>ニ</sub>あらむ、然きで今度毛利家と一戦<sub>ニ</sub>  
利を得む、中國不日の間<sub>ニ</sub>御手<sub>ニ</sub>届<sub>レ</sub>、九州も  
又征功早あるべしと存る<sub>ニ</sub>より、必勝の利を

察し、勸め奉る所<sub>ニ</sub>候、且も尼子家主從無事  
ある<sub>ニ</sub>於て、後々迄西戎退治のよき案内者  
にて、毛利家弓矢の虚实を知り多る輩あきむ  
味方<sub>ニ</sub>有て大利あり、况んや一方の將命を授  
くる共、苦<sub>レ</sub>からざる誠心の豪傑等<sub>ニ</sub>候へむ、  
是きを救ひ出さん事、信義<sub>ニ</sub>叶ふ所<sub>ニ</sub>候む  
がや、百萬の士卒も智勇の一將<sub>ニ</sub>替ふへ  
らむ、ま<sub>レ</sub>して歴々の勇士六十餘人、其の外<sub>の</sub>士  
卒迄も、よく忠義を辨へし者あきむこそ、千辛  
万苦の中<sub>ニ</sub>付従ひ、心を變ぜず死を恐<sub>レ</sub>ざる  
の輩<sub>ニ</sub>候ゆ名、某が心を以て、味方三万の  
士卒を失ふとも、彼の六十餘人の士卒を救ひ



得む、當家の大幸とこそ存じ候あり、敵勢七万、  
味方七万、相對する兵を以て戦はん、随分  
損毛多く共、三万の兵を失ひ申さず、手負死人  
一万と積まかゝらむ、勝利を得ずとも、城兵等  
を救ひ出すべし、是負けり利有の計らひにて  
候、然るを勇士と士卒と一般に看を成し玉ふ  
が故、尼子の二子をすくんとて、味方三四千  
を損亡あらむ、たとへ戦ひ勝ても、小利大損あ  
りと思はるゝの御事あらん、又鹿之助が覺悟よ  
てて、定めて宗徒の者四五人腹切て、殘兵を助  
け候半、然らむ相残りし勇士とぞ、諸國に散在  
仕るを、此の後御招き有りとも来るまじ、既し

亀井新十郎と申者、鹿之助が聲みく、尼子の勇  
士あるが、密使とありて、某が陣にありしを、幸  
ひ歸陳の時、伴ひ歸らんと申せしかども、辭退  
して又城中へ歸り候かゝる勇士等を救ふと  
いひ、中國御退治安らるべきは、戦ひを止めた  
まひく、武門の耻辱を顧みざる御計ひ、皆是き  
嫉妬の浮雲、明月を覆ふおゆゑなり候、軍門に  
君命ありと、某一旦將命を蒙り奉きむ、一手を  
以てありとも、信義の一戦を成し、尼子主従  
と俱に討死仕らんと存じ候へ共、君恩の厚き  
を報じ奉らんとく、戦功を励むもの、空敷討死  
せむ、君の御損と成るのみ、味方徳ありと了

簡を替へて、耻敷陣拂仕りて候也。信長公こそ  
上方よりまゝく、子細を御存おくと、君を  
國迄御下向の儀おしむ、たとへ信長公より歸  
陣を命せらる共、君を則総軍の御大將軍にて  
ましませむ、時宜に付ては父君の命に違ひし  
御計らひ有りとも、軍事に於ては、聊し御罪  
にあらざ然るに無益の諫めに御心を止めら  
き、御出馬無ありし事こそ、御父子御生涯の御  
誤りと存奉る、四海一統平均の御志も、斯の如  
くもてて、容易其の功成就仕るまゝ、光陰の移  
る事弦を放まじ矢より早く、うかゝ年月  
を経多まじ肉<sup>内</sup>にて、信長公を始め奉り、長臣忠

義の勇士等も、老衰の身とありて、命数終りの  
期に至らむ、御本意違せらるべき時節候まじ、  
織田家の軍威壯んあるも、毛利の剛兵にて及  
むをおどし、敵兵等の嘲らん事の口惜し候  
ありと、或は怒り、或は歎き、忠心の誠を顕えし  
申しけるも、信忠卿も初めて御心付き、實  
にも秀吉が申す如く、諸將一和せず、嫉妬偏執  
の心より、秀吉が功を立てん事をね多し妨げ  
しものあるべしと悟りたまひしか共、今更詮  
方なく後悔有りき、我愚より早く悟らざりし  
事大いに誤りし、此の後を慎むべし、汝必異  
心を生ずる事あると、宣ひしは、秀吉笑ふ

若某異心を存せむ、忽ち毛利の手子切入り討死仕るべし、諸將と俱に帰陣仕りしを、猶再謀を廻らし、忠誠を盡さんとのめ、斯く憚りなく申上るも、忠義の誠を思ふ故より候と、言上りて退出せり、其の後上月落着の様子、尼子勝久山中鹿之助等自害し、残兵皆々退散の由聞えけるよし、信忠卿彌後悔有りしとあり

天正八年庚辰四月、羽柴筑前守秀吉、兵を率ゐて、但馬に入らば、但馬國の守護出石の城主山名右衛門尉祐豊、入道宗詮を先鋒とし、因幡國を進撃せんとす。是より因幡國を、羽柴毛利二氏の争區とあり、鳥取城主山名中務大輔豊國、入道禪高

因幡國羽柴  
毛利二氏の争  
區とあり

ハ山名宗詮が婿あり、秀吉先づ宗詮をいり禪高を説ありむ、然るは初々禪高の毛利氏に降るや、質を徴せり、其の最愛の息女、竝に老臣森下道裕、中村春次以下の子女二十餘人を出し、が毛利氏を之を取りて、部將三吉三郎左衛門尉、進藤豊後守に託し、森脇内藏允久之、佐々木善兵衛忠守以下千餘人より守る所の鹿野城に拘置せり、是を以て禪高頓に決する事と能て、秀吉之を聞き、兵を進めて鹿野城を攻め、城將を諭し、山名出す所の質を收め、三吉進藤の輩を逐い、安藝に退去せしむ。此の役、茲矩功あり、因りて茲矩及因幡の士、武田源三郎助信、丹波の士、赤井五

秀吉鹿野城を  
攻めて山名氏の  
質子を収む

茲矩、武田赤井 郎忠家、石見の士福屋彦太郎隆兼（福屋彦太郎隆兼と俱し鹿野城を守り）

中子居多りしをむ、久綱具し降参し、俱し藝州に拘置せらるるが、久綱出奔せし時、亦相伴へりといふの四人をいへ、鹿野城を守らむ、秀吉更し兵を鳥取城に遣へ、使を城中に遣へし、禪高を説きしめて曰く、山名氏を由來將軍家の相伴衆にして、崇敬淡からざる名家あるは、奚ぞ毛利の幕下に属し、祖名を汚さる、や、此に織田家を朝廷を尊び、將軍を佐け、四海靜謐の大功を樹てんことを期せらる、速に毛利一味の志を翻し、天子

の勅諭を奉り、天下泰平の時を俟ちて、本領に安堵し、累代の美名を傳へらるること、家にとりては、孝子あり、國に對しては、忠臣といふべし、若し降参を肯んぜずして、飽くまで抵抗せんとあらむ當さし城に火して以て質子を焚殺すべしと、禪高遂に秀吉の軍門に降参、即ち禪高を更し鳥取城主と爲し、質子を尚鹿野城に置るしめ、秀吉を播州姫路に凱旋せり、

寛政重修諸家譜大日本史に曰く、八年（天正）の春、太閤因幡國に出張し、武田源五郎某、赤井五郎忠家、福屋彦太郎某及び茲矩四人をいへ、同國鹿野城を守らむ、

真書太閤記より曰く、是年(天正八年)八月下旬、筑前守因幡國を切從へんと、一万五千餘騎にて、但馬國へ出張を、當國の守護出石の城主山名右衛門尉祐豊入道宗詮を、此の五月より秀吉の旗下多りしかば、是を先手とあして、因州へ發向あさむやと其の軍配を評定也、(山名祐豊を誠豊の子あり、誠豊を彈正少弼政豊の二男、彈正少弼致豊の弟あり、政豊を宗詮入道の孫あり、政豊の子中務大輔豊定因州鳥取の城主多り、豊定の嫡子中務大輔豊國を祐豊の婿あり、祐豊此の年五月二十一日、七十歳にして卒す、家督ハ徳石丸民政後より右衛門佐亮熙とい

ふ)因幡國を宗詮入道が婿ありける、大藏大輔豊國代々守護として、鳥取の城に住ち、一族あまむ宗詮より織田家へ降参を勧めさせける、豊國を毛利家旗下にて、人質を藝州へ出し置き、故、心迷ひて思案定まらば、家老の森下出羽守中村對馬守あど、何れも最愛の子供を、同トく毛利家へ出し置きしりむ、主人を諫め、毛利一味すべりずと、志操を堅くあして、籠城あり多りなまむ、然らむ押寄踏潰せと下知しけるが、鳥取の城を要害よく、力攻めなせむ、味方若干滅ぶべし、奇計を運らし、こきを取らんと、種々謀りけるに、當國鹿野の城も、毛利

家より三吉三郎左衛門尉進藤豊後守を大將  
とあり、森脇内藏允久之、佐々木善兵衛忠守以  
下千餘人にて楯籠り、山名が人質皆此の城中  
に置きけり。由を聞出し、即ち鹿野へ押寄せ、こ  
きを攻め、山名が人質をさへ渡しあむ、其の餘  
を一人も傷つくべからず、然るを違背せむ、四  
方より放火して、城中塵をきりしと申送りし  
より、三吉進藤が輩多し、勇士あまども、秀吉  
の威勢を恐るしと見え、豊國の人質及び家老  
等が人質一人も残さず、筑前守へ渡しけり。む  
神妙の至りとして、圍を解く、是より於て、三吉進藤  
を蘇生しつる心地して、皆藝州へ引退く、筑前

守も此の人質を召具し、鳥取の城へ向ひ、鹿  
野にて元の如く鹿野某を置き、亀井新十郎を  
差添へ多し、(亀井新十郎茲矩始ハ湯新十郎、永  
禄元年雲州に生る、父を湯三郎左衛門永綱、祖  
父を湯信濃守惟宗、佐々木義清十代、湯與五郎、  
政道七代の孫あり、天正八年を、二十三歳あり、)  
山名の人質筑前守の手へ入りしを、時日を  
移さず鳥取城へ押寄せ取り圍み、関を作り矢  
軍少々ありし後、筑前守使者を城中へ贈り申  
しけるを、山名を將軍家御相伴衆として、崇教淺  
からざる名家ありし、毛利幕下として、美んぞ  
先祖を汚したまわらずや、織田殿を將軍を輔佐

し朝廷を尊び、四海静謐の大功を立てたまひ  
ん事を、本意とありたまひ、早く毛利一味の志  
操を變じ、朝廷の勅諭を奉じ、天下泰平の時を  
待て、本領安堵し、累代の美名を傳へらまひん事、  
家子取てを、孝子あり、國子對し、忠臣といふ  
べし、若く又毛利一味の好を棄てが、多く思ひ  
たまはば、只今城子火を掛け、焼き拂ひ、人質の  
息女を始め、悉皆是を殺すべしと云せけり  
を、豊國かぬく鹿野落城の事を聞きて、人質の  
安否を案じ、煩ひ居ける所あるに、使者入質の  
悉く秀吉の手にある由を告げ、うらむ、忽地心  
變して、早く筑前守へ降参せむやと思ひける

み家老森下中村が輩、毛利家より別子賜たり  
し領知あきで、秀吉に降参の後、此の領地を取  
上げらまひん事を哀み、いづれども、人質を奪てき  
しに仰天し、其上神變不測の秀吉、いゝある計  
略をや成しつらん、何きにも先御降参然るべ  
しと勧めしかむ、豊國則ち筑前守へ降参しけ  
るに、より、秀吉が計ひにて、元の如く鳥取の城  
主とあり置き、聽<sup>お</sup>信長に申し、因州守護と  
あり参らすべし、息女の事を、諸人の疑ひ散ト  
申すべき為あり、鹿野は先づ差置き候へと  
云せ、亀井新十郎に其の儘預け置るせたま  
へり、左右する内、雪の頃にも成りしむ、北

方の働き不便利ありとて、筑前守但州へ引返  
し、直に播州姫路に凱陣ありたり、  
繪本豊臣勲功記に曰く、既に帰陣するに臨み  
て、鹿野の城に在り、亀井新十郎を以て守らしめ  
ちと、山名が人質を扶助させ多り、註に曰く、  
亀井新十郎を、山中鹿之助の一族ありしが、幸  
盛歿後、雲伯の間で漂遊せしを、毛利家へむく  
招くといへども、いたがをすして、此度羽柴が  
出馬を喜び、再び陣中に馳加えり、秀吉の  
れが忠義を感じ、重く用ひて、此に鹿野を守  
らせり、  
太閤真蹟記に曰く、秀吉は中國出勢の手始め

因州を平治せんと、同年(天正八年)八月下旬、一  
万五千餘騎を率い、但馬國に出張す、當國の守  
護出石の城主山名右衛門佐照豊八、當五月降  
参り、秀吉の麾下に属せしかむ、是れを先手と  
して因幡國へ發向し、山名大藏大輔豊國を歸  
伏あさしめんと、一族を以て先づ右衛門佐照  
豊に命じて、降参をす、めさせけり、豊國を  
毛利家に属し、人質まで出だし置くゆゑに  
迷ふと思案あり、あはれず、家老森下出羽守、中村  
對馬守等、寵愛の子孫を質とし、毛利家へ  
差出し置きぬき、是れを迷ふて、主人を諫め、  
降参御無用ありと申すより、豊國は是れを



同トて帰伏せざりける、秀吉此の由を聞き、然らむ鳥取ヲ押寄せ、攻撃すべしと思ひしが、鳥取の要害不双の名地にして、力を以て攻め難きが故工夫廻らし、謀を存し、同國鹿野の城も、毛利家より、三吉三郎左衛門、進藤豊後守を大將として其の外森脇内蔵丞、佐々木吉兵衛等加もりて、一千餘人楯籠り、山名豊國、註子家老森下、中村が人質を當城に預り、守り居ける由、秀吉聞き知り、大いに悦び、鳥取へ向えず、急子鹿野の城へ押寄せ、稻麻竹葦子打ちこみ、城兵の氣を奪えん多め、総勢を閑を作らせ、暫時に衆取るべき休をあしける。

む、城兵等驚き恐き、不意に取りがこまきて、遁き出づべき様もあく、周章騒ぎけるを見て秀吉使者を城中に遣へし、山名豊國主従の人質を此の方へ渡さむ、残りの輩一人も害する事なく、一命を助けかへすべし、若違背に及ばし、四方より火をかけて、城兵共を焼殺すべしと申送りけるにぞ、三吉、進藤の輩も、さし勇剛の士あまどし、秀吉の猛威を恐怖して、當惑の体あるに、従兵共をいよ／＼震ふて恐き、人質を出だしたまをぞんじ、音なきに秀吉の強氣の下知りて、當城に火をかけ、上総踊りとやらん踊りて、焼殺さん事相違あるまじ、早々人質

を渡りたまへかりと勧めける故、三好進藤も  
能々命やをいかりけん、豊國及び森下、中村が  
人質を渡りけるも、秀吉神妙あり、約束の如  
く助け帰すべしと云、かこみを解きけきむ、毛  
利家の兵ども、蘇生し多る心地より、みよ藝州  
へと帰りけり、秀吉則人質を引きつと、豊國を  
降さんと、総勢もきより鳥取へと押寄せける、  
因幡國鹿野城を明退きて、山名豊國主従の人  
質秀吉の手子渡りいかに、時日に移さむ、鳥取  
の城子押寄せ、取りかこみ、関を作ら威を示し、  
其の後使者を城中、送りて曰く、山名て代々  
天下への志を盡し、功を立す、其の家連綿と相續

するの處も、近年毛利家へ所領を掠めらき、刺  
へ其の麾下に属し、總に富城を守りて、足きり  
と致さる、と、先祖への面目あきのみならず、  
當世に於ても、他人の誹謗少あるらず、信長公  
四海一統靜謐あらんことを欲し、諸國に追捕  
使を分けり平治せらる、降る者も立置、背く者  
も誅伐す、或も数代の國主當時零落沈淪の輩  
も召出さき、元め如く守護に補せらる、皆是き  
天下の爲めにして、代の泰平を願ひたまふが  
故あり、山名も當時数代の守護あり、得より  
降考有るも於て、元のごとく一國の主たる  
べきも、迷ひを取ら帰服せらきざるも、正に家

名を絶するあるべし、今も速に降参あらむ、  
我も信長公へ言上し、當國の守護とく参らす  
べし、そきとても、小利よかゝるり、家國滅する  
をり顧りみず、毛利家も腰を折るの所存あら  
む、強く降参を進め申さず、即時に堅城微塵と  
あり、國中平治すべきあり、殊に豊國の息女  
人質として我が手もあり、其外彼是人質皆此  
の方より有るべきを、返答次第計らばき有る  
といてせけるも、豊國を始め城兵等も、鹿野  
の城落去のよしを聞き、面々の人質いかゞ  
ありしと、案づく折節あるがゆゑ、此の使者  
を得て勇氣を碎け、豊國もはや降参の心有り

て家老等も談づく、森下、中村が輩も、毛利  
家より別な恩賞数多たはりて、山名も主人  
といふ名計りも、柔弱ありと侮り、萬事兩人  
して計らひけるゆゑ、今も降参してといかゞ  
と思ひあきら、人質を奪はき、殊に近代無双と  
称する智勇の秀吉、大勢もてかこみぬき、叶  
ひ難く思ひ、先づ一旦降参して、此度の危急を  
まぬるき、跡も手段あらんと、森下、中村内々  
申合せ、頼る主人を勧め、御降参然るべしと申  
すもより、豊國則秀吉方へ降参仕るべき由申  
送りける、其の後豊國城を出で、秀吉の轅門  
より来りて降参を成しけき、秀吉懇慇もて

あし、元の如く鳥取の城に居住させ、追て信長  
公へ言上し、因州の守護に補せらるゝ、様計ら  
ひ参らるべく、息女を直に當方へ人質と成し  
たまへ、さあくと諸人の疑ひ有るべくして、人  
質皆々以前のごとく、鹿野の城に引き置き、亀  
井新十郎茲矩を以て守らしむ、この亀井と山  
中鹿之助生害の後、雲伯の間は有て、零落多し  
しが、毛利家より招くといへ共降らず、今度秀  
吉公出馬に就いゝ、馳加はりしものあり、秀吉  
其の忠志を察して、山名の人質を預け、鹿野の  
城を守らせける、偕又國中所々の城々に兵を  
籠置、一國平治して、秀吉是より段々進み入ら

んと欲すもども、先づ此度を軍馬ををさめ、諸  
軍の勞れを休むべしと、ことさら軍勢も多し  
らず、時節も冬に趣く事あり、北方の働き慎  
むべしと是より但馬へ引かへし、程おく播州  
姫路に凱陣せり、  
陰徳太平記に曰く、因州鹿野の城に、毛利  
家より三吉三郎左衛門進藤豊後守を大將と  
して、被籠けき、吉川家より森脇内蔵允久  
之、佐々木善兵衛忠守を被加て、山名豊國の家  
人共の人質を、此城中に置きける、かゝ  
りける所、羽柴秀吉山名を味方に引成さんと  
欲して、因州へ發向し、先鹿野の城を稻麻竹

葦の如く取圍み仕寄を付城樓を組上、無透間  
攻め近付き、己子可衆破躰也けきむ、城中甚難  
儀子及び如何せん一命の助ある由し哉と、身  
を歎き故郷を望みて、吐息のみ呼折しも、秀吉  
より使を以て、山名家の人質共を渡す候へ、さ  
るは於ては諸卒悉く可助也、若左さき物あら  
む、一時子乘崩し、一人も不殘可討と被云送  
ける間、三吉進藤比來をさし、剛の者也ける  
が能、一命を名に代へても惜ありけり、聊の思  
慮擬議も不及領掌して、豊國并子中村森下  
已下が人質共悉く相渡して、幸ふして一命を  
助あり、藝州へ帰りしけり、秀吉此城を請取、城

主鹿野の某も、亀井新十郎を相添へて、其の  
ま、當城に込め置かる、かくて秀吉少郎を因  
州に在りて、豊國を味方に降すへき計策を被  
運ける所、因州の味方より秀吉鹿野の城を  
取巻、其勢一万四五千は不可過と告げ多り  
けきむ、元春是古そ願ふ事なき、急き打て出で  
手諾の勝負を可決とて、先旗本許して父子三  
人打出でらむ、雲伯の勢も急き八橋へ出合候  
へと云ひ送り給ふ、己子雲州富田に着て四五  
日滞留し給へむ、其勢七千許りし成りぬ、さら  
む伯州八橋へ上り、杉原を召具さむ一萬許り  
成りぬべし、其より直し因州に至て對陣せむ、

秀吉自由に被引拂事不能、其間午後陣の勢次第に續かて、秀吉を終に敗北あるべし、若敵吾が小勢を侮り、懸て一戦せむそ其志を望む所あり、其志とて、富田を打立八橋へと急ぎ給ふ所あり、鹿野城をや扱ひ成人質を渡く多りと告来りける間、元春大臆病者が今五日堪ふを運をむ可南山のをとて、齒嚼し給ひける可、之に就てもとある秀吉と有無存亡の一戦を可挑と宣ひ八橋に至て著給ひけり、此由秀吉へ告げ多りけきむ、秀吉此度を折節勢寡し、先引退て来春多勢を以て、元春と一戦を可試とて、急ぎ因州を引拂、但馬へ上り、其より打入給ひけり、元

春を敵早く引きくかむ、残念と思ひ給ひあるら無<sup>レ</sup>カ、八橋より藝州へ去るに歸給ひけき、同書に曰く、山名豊國に替付森下中村背豊國事、羽柴秀吉数万の軍卒を帥ゐて、但馬國へ打入、國中の將士を退治せんと、鞆門高く張り、戈<sup>カ</sup>戟<sup>キ</sup>山野の間を簇々として、甲冑日月と光を争へり、秀吉諸士に對して宣く、此度一番は敵討多らん輩たる、拔群の賞を可行ぞ、各功を勵まし候へと有りしを、諸軍士共吾に先を首取て、軍忠の一笔に付、勸賞賜うんと勇みける所、武田源三郎が郎等中原市大夫、一番は能敵打て頸提げ馳参りけきむ、秀吉大さき感

稱有て、賞美の賜もの常は越ふるを、諸人慕き  
志を得多りとを羨みける、其後諸方の城共被  
攻けり、山名が家臣太田垣が一族屢々於  
て防戦し、聊利を得多りと雖、大軍の敵は終り  
て争り可叶、皆各城を去り出石の一城は合又  
けり、かゝるきむ秀吉烈威益長大に成て、出石を  
攻めんとせらるりける、山名右衛門佐祐豊入  
道宗詮も、早く和講の禮を被執ける程は、彼を  
先陣に打せ、自夫因州へ打越、鳥取へ押寄、久松  
の城を取巻、先使を以て豊國味方は被属候と  
む、人質共返り與へ、其上因幡一國全く可宛行、  
若於無同心て、豊國迄は家の子郎等共の質人

悉く誅伐すへいと云ひ送らるりければ、豊國あ  
らまゝ一味せむやと思へりければ、流石家人共  
の心の中は難知て、頓て山口、森下、中村、用瀬、伊  
田、井庄等を近付け、此事如何可有と異見を請  
ふけり、其時各一同に申様、先年尼子富田菴城  
の比、御舎兄豊数公より元就へ、可被属幕下、使  
を遣さる、就夫て元就杉、京南條等を為加勢兩  
度、及て差上せらる、當國は於て屋形違命の  
輩多く攻め亡さき、合國崇敬渴仰の禮を執り  
し事、偏り元就の渥恩に依きり、其后山中鹿助  
尼子勝久を大將と仰き、當國へ來り候時節、公  
忽毛利家一味の信を翻して、渠は合躰し給ひ

つ然るも元春勝久退治の爲め、當國私部に至  
て發向の聞え有りし時、又尼子の約盟を變  
じて本の毛利家を成返り給ふ事、前代未聞の  
表裏胡亂也と、無是非御事を存候所、今又秀  
吉へ一味候えんと、御事おそ、口惜き御所存  
子候へ、面々が人質に於て、假令身を裂おき  
骨を粉よせらま候共、君の御為に子を捨てん  
事、忠臣の非所可歎候間、左右毛利家一味の儀  
不可有違變と、義を建忠を盡しく諫諍しけり  
む、豊國も實もとや思てきけん、秀吉同意の儀  
を停止せらる、此有りて秀吉下知して、山に  
森下、中村、伊田、井庄等、人質を磔木に縛せ、久

松の麓に掛並へ、鎗長劍を差當て、如何に人々  
味方し降るや否や、無同心に於て、即今突殺  
してんと云せらる、けれ共、山口已下更し耳も  
も不聞入けきで、秀吉腹を立て一々に突殺さ  
せし刑像を、實に彼八大地獄の牛頭馬頭が、五  
逆十重の罪人を拷撃呵嘖すらん、此亦そあ  
らめと、見る人さへ魂消心寒ぬ、況や血脉を介  
骨肉を傳ふる親と成兄弟と成る身、於てを  
や、義より由て可歎を不歎と云ひおら、心胸  
如何許ぞや、殊更渠々母や乳母おと云ふ愚あ  
る女の身、恩愛の悲みの前、忠義の道  
も忘果て、唯情おの秀吉や、強面の父の心や、詭



敵方不降して、最惜悲き子供をかく目前に  
失ふらんと、聲を量り泣き悲む様体、實に理り過  
ぎて哀也、森下等是を見て、あら何共あや、生て  
是死の始也、父母膝下湯藥針石の聞ひ死し、劍  
刀弓箭の前は命を墜すも、皆是き前世の業因  
の引く所あきむ、非可悲非可恐、増て武士の家  
に生を受來るをや、夫も更也、女多りと、或  
は兵杖を取て敵に對し、或て約盟の質と成て、  
主君の爲の親兄弟の爲に死せん事、何ぞ悔  
歎くに足んや、彭祖東方朔が千年の齡も、終に  
も臨終の夕への雲烟と消散す、子共等も父の  
子あきむ、恨共悲共思ふまゝとて、左有らぬ軀

にて居多りけり、斯くて其後又敵の士卒共、豊  
國の息女を張附木に上せ、緑の髪を逆り引張  
手足を左右に引分て結付、さも散氣無有様  
に、鎗の鞘を外し氷の如くある刃を雪の膚に  
さし當て、如何に豊國息女の命も惜く、又因幡  
一國も所望あらむ、早く味方に降らせよ、若左  
無くも只今息女を突殺すのみ、當城をもし一  
時攻め取て、豊國を始め多くの妻子等悉く  
頭を可刈也、可惜妻子の命をも捨て、可望國を  
も關て、毛利家も所為一味候にん事、おそ心得  
ね、此所好々思惟し給へと三日まで使者を馳  
せて云ひ送りけむ、豊國も初おそあき、あ

娘を殺させ多らんて、吾も浮世に在て何れせ  
ん、出家入道して高野粉川の奥にも入りぬべ  
し、身を捨て國を切取るも、子共等が榮耀を思  
ふも出そあまきと、歎かきけるを見て、山口森下  
已下の者共も、今を諫め兼、吾々最愛の子共を  
捨つるも、主君の爲め不義の名を惜み悲むが  
故也、今又御息女の命を失ひ給ふ上も、國家を  
捨て先祖の業をも絶ち給ふんは、是又愚癡蒙  
昧の至りとや申べき、子供を失ひて敵も不降  
も君の爲めあり、又子を失ふおら、敵も與せ  
んも君の爲めあり、此上を強いて非可申、左  
も右も御所存も被任候へと申も依て豊國不

堪悦頼る使を以て秀吉の御味方、可參候間、息  
女の命助け給へり候へと被云送けきを、秀  
吉豊國吾計策の中にも、陷ぬと喜んで、人質の命  
をぞ被助けける、此で豊國軍門に禮を執て、後如  
約束因幡一國全く可賜と思ふ所も、案も相遠  
して、悉く家人等も割ち與へ、豊國へも僅二郡  
をぞ賜へりける、山口以下の家僕等、子供をむ  
被殺つ、采地をさへ被減多きを、彼と云ひ是と  
云ひ、只興醒て出そ居多りけき、かく諸臣忠志  
を盡しけきと、豊國是を感悦せらる、氣色も  
無く、却て彼等も對して非禮の儀共多かりけ  
る故、さしも二心無あり、山口森下已下の者

共終り恨を懐き、心替りして、藝州へ一味の信  
を通し、因幡一國を切從へ、各本領を取返さんと  
計畧を運らうけるゆゑ、豊國今て鳥取久松  
の城に居住する事を不得、同八月二十一日、毛  
利淨意入道一人を召具し、城中を出で播州姫  
地へ上り、秀吉へ云々の由を訴へらる、  
吉田物語に曰く、因州鹿野城扱之事、天正  
八年の夏、羽柴秀吉五萬餘の人数を卒し、因幡  
國へ出張し、鹿野の城を取巻被責候、當地の番  
頭として、三吉三郎左衛門、新藤豊後被差置候、  
此の外にて、盛重家老横山と申者、吉川殿より  
も、森脇内藏丞、佐々木善兵衛被箆置候、此の城

に山名豊國の人質、並家老共の人質被籠置  
候に付、秀吉より扱を入、右の人質不殘渡し候  
へ、左あるに於ては、城兵の儀、雜人に至り迄、一  
命を助け下城させ可申の通、被申候に付、各仕  
其の意、人質を渡し、城兵無恙罷歸り候處に、元  
春被聞召、肝要の地に被為置候者、不届の儀、不  
及是非と御意にて、不殘切腹被仰付候事、  
三老藏玉鈔に曰く、

一天正八年、因州鹿野城明渡

毛利家より三吉三郎右衛門、進藤豊後守を  
將としく被箆置、吉川家より森脇内藏、佐  
々木善兵衛を加へり、山名豊國並家人共の

人質を此の城に被差置けり、秀吉公山名を  
味方とせんと、因州へ發向し、先鹿野城を圍  
攻、秀吉公より山名家の人質渡り於て、諸  
卒悉く可助、無左て不殘可討果と被云送、三  
吉進藤領掌し、人質を渡り、藝州へ歸る、  
因伯紀要に曰く、天正八年正月、秀吉播磨より  
但馬を経て、因幡に入り、先づ若櫻城八頭を抜  
て根拠とし、荒木平大夫をいり、之を守らしめ、  
自ら氣多郡今荒郡今荒より出で、鹿野城を取り、磯部兵  
部大輔を智頭郡用エチ瀬景石城に居らしめ、以て  
三方相連繫す、當時鹿野城を毛利氏に属して  
鳥取諸將の質子を留め置き多りき、秀吉乃ち

武田源三郎助  
信事歴

亀井茲矩、武田源三郎、赤井某の三人をして、之  
を守らしめ、垣屋宗簡を巨濃郡今岩浦富桐山  
城に置き、以て海路を扼し、但馬の來襲を備  
へしむ、秀吉又布施城主山名豊國を誘致す、  
武田源三郎助信が事、因幡氏訖記に曰く、天  
正六年戊寅八月、高信(助信が父)と森下が手廻  
者、岸田豊後といふ侍組留め、討ちつけり、  
今年高信五十三歳、此の事程、あゝ鷓尾の城(高  
草郡玉津村)へ聞えけき、城中に残りける兵  
十方よりきて、落支度の外、他事あり、高信の  
長臣西郷因幡守、城を守り居りしが、吾が  
身、豊國へ降参し、命を継ぐべき、何の子細

有るべからず、わかちしめて高信の一子源三郎を落さむやと思ひ、松上の社の神主大島河某を西郷が智ありけりきむ、こきを頼まきよといひ含めて、密に城を落しける、源三郎其の頃を十八歳ありけるが、(按ずるに此の年齢不審あり、是より先、天正二年に助信を茲矩と共に鹿野城を守りて、大坪一之と戦ひしことあり、推算すきを、其の時助信を僅に十四歳の少年あり、姑く記して後考を俟つ)西郷が差圖に従ひ、鴨尾を忍び出て、松上をこゝろざし、落ち行かんといふりけるに、家来を皆落失せ、供する者もあらざりける、唯召仕の茶坊主一人身を

離まぎ附来りたり、敵もそきよと見咎めらき、殺されん事を怖まき、山家へかゝり行くほどに、或る山の墳穴に這入り、世間のやうを聞き居たり、此の所を二三日かくき居りける程に、食する物もあらず、今も精力盡き果て、假令人に怪しめられ、害せらるとも力あらず、里に出でて道を尋ね、食をも請はむやとて、里近く出で、子ける、爰に一人の百姓あり、源三郎詞をかき、平子頼む由申しければ、此の男心ある者なり、我が茅屋に誘ひ来り、一間ある所を忍ばせつゝ、三日の間此の所を留め置て育み、松上へ送りける、其の芳志を感じ、さく多る刀の鉏

を取り、我き代子出づる事あらむ、後の報恩の  
しるしとて、彼の男と興へて出でしける、そ  
れより松上と多どりつき、神主のもとと半年  
むあり隠き居たりしが、大富が介保を以て、伯  
州の南條へ忍び行き、其の由を云ひ通しけり  
む、南條こまを扶助せられ、彼の所と二三年た  
ありしと、因伯の間、秀吉公毛利家と取合の最  
中あり、南條を秀吉公無二の味方ありけりむ  
南條より秀吉公へ、此の源二郎を吹擧せられ、  
武田源二郎助信と名乗り、秀吉公へ目見之  
を遂げしけり、此の節當國鹿野にて、亀井新十  
郎、赤井某、彼是七人して、此の所を固めける、源

二郎七人の其の一人として、鹿野の城を固  
むべき由仰付らむ、其の時秀吉公より、左文字  
の刀を賜ひけり、然るに亀井新十郎調畧を以  
て、残る六人を追出して、一人鹿野の城を持  
ちしるを、源二郎も故あくま由流浪し、経廻  
り、後とて久留米藤四郎元包へ奉公して、女身  
の侍にて居りける、其の後又豊國流浪の上  
より、但馬國一郡を領し、多まや、頃昔當國の侍、  
浪々しく便なき者をむ、敵も味方もむうしの  
因みに思召出さき、不便を加へ、扶持し多まひ  
けりむ、當國にて流浪せし侍、悉く彼の家中へ  
赴きける、其の頃源二郎をも、豊國より元包へ

いひ達せらき、かへり給ふべき由を望まれけ  
るのみ、元包も内々源三郎が由來を知り多まふ  
ことなきを、豊國への返答に、此の者御敵の末  
の事なきを、若く誅戮あどの儀に付て、叶ふ  
ましき由申さき、これに聊其の儀にあらず、先  
祖よりの被官なきを、扶持致すべき由ありし  
らむ、再度豊國へ歸参して、二百石の知行を領  
し、後より武田太郎左衛門と名乗り、老後入道  
して、久岳と號し、八十六歳にて死去せしむ、  
子孫相續して、相變らず、三代武田太郎左衛門  
と号し、今も彼の家より仕へけり録節  
陰徳太平記に曰く、武田源三郎と、吉川家の重

恩をむ如し、山如海蒙り多りし者ありけるが、其  
の恩を忘るる、鹿助を與へける、渠が父武田  
高信、或時諸寄の城を攻めんとて、其の勢三千  
餘騎にて打出多り、彼の所より城三箇所有りて、  
三箇の如く、手前立てり、手前の城を攻め、落し  
たむ、残り二箇所の城を不交鋒して落さすべ  
かりしを、高信己が勇氣を誇り、二箇所の城を  
後より置きて押入、諸寄の城を唯一時とて攻め  
ける、二城中、案の外手強く防禦しけむ、少く  
攻め飽倦ける所、二箇所の城より打て出で、  
後陣を撃つ戦ひける間、高信が勢小荷駄より  
切崩さきて、総軍一度に乱れ引きける故、高信

七せん方あり、其勢三百許山下へ引退き、小高  
き處に据へ、岸を前より當て、死狂に狂ひけり  
共、味方或は討死し、或は落行きて、次第に勢微  
し成りしるを、竟に其の處にて討多きよりけり、  
かくて源三郎を幼稚あり、家子郎等より名ある  
者共に皆討せぬ、今も武田の家断絶し臨みけ  
る所も、吉川元春より、南條、小鴨等より下知せら  
せられ、渠等心を盡し力を戮せて守立ける  
に因り、源三郎家督相續する事を得たり、是を  
思へば子々孫々に至るまで、吉川家の厚恩を  
を忘るまじきを、今忽その身の上を忘却しけ  
る事鳥獸より比すべき、さきを天も是きを思

赤井五郎忠家

みける歎、後終り流浪零落の身と成りぬ。  
赤井氏に史料通信叢誌所載赤井流系圖(本朝  
武家分脈系圖)より曰く、丹波の著姓赤井を、乙葉、  
井上、時田、桑洞、小坂、窪田、米持、佐久、関山、村上、安  
木田、芦田、高梨、須田、小谷、黒岡、須和と俱に清和  
源氏より一一流あり、  
忠家 赤井五郎

永禄七年、丹波井崎内藤備前守合戦、忠家以  
弓射内藤兵然弓被折、故自與敵相挑、忠家喪  
父、故使叔父直正執國政、己而忠家領丹波州  
奥三郡、賜朱印、天正十年、明智日向守光秀、織  
田七兵衛信澄、攻撃丹波國、赤井黨波多野、併



兵敗之、心彌守衛丹州、既光秀、信澄競進、攻伐波多野、失利敗走矣、同十一年、忠家兵勞力盡、遂去丹波國、退三州、亦移遠州、濱松亦居三州、土俣、文祿元年、秀吉公識赤井奮家被召出、賜和州內秩千石、慶長三年、秀吉公他界後、於伏見而謁大神君、同五年、野州小山役從行、亦關原役盡軍功、同六年、加秩千石、凡賜二千石、  
總見記曰、六月廿五日、(天正八年)羽柴筑前守秀吉、中國表出勢打立、相從人數二萬餘有之、播州姫路より備前美作に到て打越、但馬口より因幡國中へ亂入す、抑因州先守護山名大藏大輔源豐國、先祖より彼の國を領すといへ

ども、毛利家子掠取らき、當時微力一郡を領し、が多し、是に依り毛利家子帰伏して、時節を侍つの處に秀吉是きを招くに依り忽大臣家の味方に歸し、當國鳥取の城に楯籠りぬ、日本外史曰く、四月、(天正八年)秀吉侵沮馬、因幡、陷鹿野城、取山名氏質、元春赴援不及、七月、秀吉圍山名豐國鳥取城、縛質城外、以鎗擬之、以誘降之、城兵曰我數叛毛利氏而不被誅、今可復叛乎、秀吉怒、殺質、次至豐國女、豐國遂降、秀吉削其邑而去、

然るに禪高の老臣森下、中村の徒を、一時の難を遁きんが爲め、佯り降りしと云き、秀吉の

禪高奔りて秀吉に投す

毛利氏の帝將

牛尾春重鳥取

城に入る

軍を班すや、直に禪高を勸めて、復多款を毛利氏に通せしめんとす。禪高遂に奔りて秀吉に投ず。道裕、春次等相議して、毛利氏に請ふに、主將を得んばとを以てす。毛利氏牛尾大藏左衛門春重を以て五百餘騎を従へ、鳥取城に入らば。

安西軍策は曰く、山名大藏大輔豊國、秀吉に居城を被取圍、秀吉に降参すべきや否と、森下、中村等を近付、此の事如何と有りけむを、先年尼子富田籠城の刻より、元就に可被届之通、以使云ひ送り給ふ。其の後山中鹿助、尼子勝久を大將に取立、當國へ入る刻、忽毛利家一味の儀を翻し、渠に一味し給ふ。然る所に元春、隆景、勝久

退治として、當國私部城へ發向の由、其の聞え候處、又尼子同意を引替く、本の毛利家へ成替、今又秀吉に一味の儀口惜御事と申けむを、豊國実しとや思きけん。秀吉同心無りけりか、りしかむ、秀吉豊國の息女を張竹木に上せ、鳥執の麓にかけ、豊國子共の命を以て、又因幡一國も望みあらむ、能々思惟し給へと云ひ送らまけれむ、則使を以て、秀吉の御味方不可参由被申ける、さらむとて息女の命助給ひ、豊國へと總二郡給りけりか、る表裏胡亂ある大將ありて、森下、中村多恨を合み、忽心替りて、藝州へ一味し、因幡一國を切随へ、本領を取

返さんと謀を運らうけきむ豊國無力鳥執を  
逃出で播州姫地より羽柴秀吉へかく  
の通をぞ被申ける、斯くて豊國中鳥執の城を  
落らまけきむ、森下出羽中村對馬守使を以て  
元春朝臣へ、大將一人給り候へ、御味方より參、當  
國を打隨可申と有りけきむ、元春朝臣則因州  
若佐の鬼ヶ城より、牛尾大藏左衛門尉籠居ける  
を先鳥執へ可入旨下知し給ふ間、牛尾則鳥執  
へぞ入りまける、牛尾頼て敵の領分へ働所々  
を放火し、一揆原多く薙捨て猛威を振ひける、  
真書太閤記より曰く、山石の家老ども當座の難  
を道きん為め、降參せしことありきむ、筑前守

播州へ引返すや否や、豊國を勧めて、再度毛利  
へ使を遣はし、此の程一旦の難儀を遁は候と  
ん為の秀吉へ申通して候へども、誠心は争り  
然る事候べき、疾く然るべき大將一人御上せ  
候へ、當國は残り留まり候、秀吉の勢ども残ら  
ず打取申すべく候と、是を豊國を森下、中村  
あどいふ者共悔りて、家老共の心の終は計ひ  
しあり、毛利此の由を聞きて、吉川元春より牛  
尾大藏左衛門尉春重といふ、大剛の勇士を上  
さんといふ、豊國此の由を聞きて、大いに驚き、秀  
吉と約束せし事、今更違變あるまじ、然あり  
とて家老等を取鎮めん程の力もあり、斯くて

と終り毛利の爲めは失てしまふ。又て家老等  
が爲めはいふある。慶目子遇んずらめと、臆病  
神子誘引て、近習者一兩人を召具し、密に城中  
を脱出し、遙々と姫路へ走り着き、筑前守へ云  
々の由を注進しけむ。秀吉之を聞き、始め  
より然る有るべしと思ひ多し。よしよし不日  
に誅戮すべし。豊國を此所に在るべしとて、姫  
路にかくまひ置き、因州へ脚力を馳せ、所々を  
差置きし勢共を磯部と麻野へ集り、堅固に守  
るべき由下知を傳ふ。さう又鳥取の城中にて  
て、豊國退去ありし事を悦び、早々毛利家より  
大将を差越給たり候へと、催促度々及びし。

程に、牛尾大藏左衛門尉春重、五百餘騎より、鳥  
取の城に入り、森下、中村、伊田等逆心の徒ら勇  
み悦び、疾く國中の敵を追散さむやと用意し  
ける云々。

同書に曰く、一書に秀吉鳥取に向ひ、山口、森下、  
中村、用瀬、伊田、田井、庄等が人質を磔木に昇せ、  
久松の麓に架立べ鎗を付けて、降るや否やと  
問ふ。山口以下更に耳に聞入さず、仍て秀  
吉盡く是を殺さむ。其後秀吉豊國の息女を  
磔にせんとす。豊國哀んで秀吉に降るといふ。  
山名譜にて、天正六年五月、秀吉鳥取を圍み、是  
を降すとあり。豊國三十一歳の時といふ。然る

家老森下出羽入道道與、中村大炊、豊國が叛  
く、故を以て、豊國鳥取久松の城に住する者と  
能く、八月二十一日、毛利淨意入道一人を召  
具し、姫路へ上り、秀吉へ云々を訴へらるとい  
へり。

総見記に曰く、豊國の老臣森下出羽守、中村對  
馬守逆心を企て、毛利家へ一味し、主君豊國を  
追ひ出して、西人城主とある、然れども主従の  
大義を叛いて、一介の立身叶ひ難き故を以て、  
毛利家へ然るべき大將を一人給るべし、城主  
が防戦をとげんと請ふ、右馬頭輝元大い  
は是きを悦んぐ、一族吉川式部大輔經家を差

遣へす、從兵今田孫十郎等、都合四百餘人と云  
々、森下、中村等、此の援兵の力を得て、鳥取の城  
より起り、因州悉く切從へんと結構す。

大岡真蹟記に曰く、然るに山名豊國も、眞実の  
降参あり共、家老森下出羽守、中村對馬守、山口  
伊田ふといへる者共、當座の難儀をのぞき  
ん多めの降参ありて、秀吉退去の後、豊國を勸  
め、再度及せんとす、豊國曰く、我き一旦降参  
して、今又其の約を背くは、甚だ表裏の振舞と  
いひ、人質皆以て殺さるべし、況んや國中所々  
に秀吉の人数残り居き、我き若し變心の色  
を立てず、彼の輩再度秀吉に告げ、攻め来

るべし、是れ自滅を招く基あり、其の上秀吉申  
さるゝ如く、信長は天下を指揮する武將あり  
て、是れに従ふんこそ天道あり、けし連承知せ  
ざりしかむ、森下、中村が輩、忽逆意を挟み、密談  
して豊國を押電め、毛利家より大將を申受、一  
國を治めて、我々の後榮をなさんと企て、先づ  
毛利家へ使を以て申しけるを、主人豊國柔弱  
より、秀吉は降参し、國中を敵と與へ、我々の  
かみ諫言仕きども用ゐず候、此の上大將一人  
たまはり候はば、豊國を隠居致させ、我々粉骨  
を盡し、國中を切治め申すべしと、訴へけるよ  
り、毛利家よりても、山花が降参の事、先達より聞え

けるゆゑ、吉川元春、因州へ出馬して、彼の國を  
取かへさんと思ひ居ける所ありを、幸ひの事  
ありとて、牛尾大蔵左衛門春重といふ大剛の  
勇を遣はすべしと約束す時、豊國を家老共  
の企夢とし知らず居らまけるを、近習の中よ  
この事を知つゝ多る者有りて、密に豊國へ彼様  
々々と告げ多りしを、豊國大いに驚き、密に  
様子を伺ひ見るまいか様家人共過半一味せ  
しと見えて、其の行跡怪敷体のみありて、豊國  
も自分の居城ありし敵中前針の筵に座  
するが如く、居るに居らまらず、彼等が為め、手  
返し逢てんより、早々立退くべしとて、近習一

兩人を引連き、密に城中を抜いて、播州姫路に至り、秀吉へしるふの由を申しけるよしぞ、秀吉も家人等が逆意を憎み、不日、誅伐すべしとあり、此、豊國をかくまひ置、先づ因州へ脚力を馳せし、所々ある輩、磯部と鹿野の両城に集り、堅固に相守るべきよし下知あり、去程、鳥取城中にて、豊國退去ありしを、森下、中村が輩手を打つ笑ひ、我等が心力を費さず、逃出らざして、幸ひの事ありと悦んで、早々毛利家へ大將を給するべしと催促する、是に依り、牛尾大藏左衛門春重、五百余人より鳥取の城に入りけしむ、森下、中村、山口、伊田、逆心の輩勇み悦

び、國中の敵を追散さんとて、用意しけるよし云々、

吉田物語に曰く、牛尾大藏左衛門、鳥取之城被籠事、山名大藏大輔、豊國事、羽柴秀吉發向の刻、家老共を呼集め、秀吉に降参し、家が続くべき哉と談合せらむ候處、森下出羽守、中村對馬守承り、秀吉の武威強し、大兵にて候へ共、先年元就雲州發向の砌、毛利家へ属し可申旨、以使者被仰理、其の後山中鹿之助等、尼子勝久を取立大將として當國へ打入候節、忽ち毛利家一味の好みをひるがべし、彼も一味し給ひ、又其の後吉川、小早川、勝久退治すべしとて、當國

私都の城へ發向の由聞えけきを、尼子同心の  
誓約を違變し、毛利家御隨屬有之、今更又秀吉  
へ御一味の儀武將多る人の有間敷儀共、誠  
口惜き御事也と申しけきを、豊國を存し、秀  
吉へ同心ありし處に、豊國娘を張付木の上  
せて、鳥取の麓に懸け置き、秀吉より城中へ使  
を遣し、娘の命を惜し、又因幡一國を望み、  
能々分別せらきよと申さきけきを、豊國此の  
上を不及是非とて、御味方より可參の由、使者を  
以て秀吉の陣所へ申遣しけきを、秀吉領掌  
て、因州の内二郡、豊國に被宛行候也、因茲森下、  
中村等豊國の心をあり、表裏胡亂ある大將

の家人と世上に唱へらるべきも無是非とて、  
藝州へ御味方可仕の通申上、因幡一國を切隨  
へ、本領を取返し可申と、覺悟仕るよつき、豊國  
事鳥取を逃去て、播州姫路より上り、家臣共逆意  
仕るよ付、浪人の體に罷成候、御威光を以て、本  
知安堵仕度候旨、秀吉へ申理り候、かくて豊國  
鳥取を逃去けきを、森下、中村方より、元春へ使  
者を以て、各様御味方より罷成御馳走可申上候、  
いつきよめて、城督一人被差越候様よと申上  
候よつき、方角の儀に候間、同國わかさの鬼が  
城に被為置候、牛尾大藏左衛門鳥取へ可參の  
由被仰渡候、則牛尾儀鳥取へ罷越敵地へ相働



く慶を放火一搔共退治仕候云々、

因伯紀要より曰く、豊國ま多秀吉の誘致に應じ

て、毛利氏より背く、重臣森下道祐、中村春次等、異

圖を抱き、豊國の常操あきを名とし、豊國を逐

つ、豊國、但馬より走り、衆議して山名豊弘を推し

て守護代となす、毛利氏聞きて、更には家臣牛尾

春重をして、鳥取城を鎮護せしむ。

日本外史より曰く、城兵皆叛、豊國奔播磨、城兵請

我一將遣吉川經家守之、又城下丸山、

是より於て、羽柴方も、秀吉の留めし兵を、磯部(巨濃

郡浦富相山城是きあり、或は木山といひ、或は紀

伊が山といふ、當時垣屋播磨守が居所あり、鹿野

秀吉の守兵を磯部鹿野の西城に集合す

杉子土圍

の西城に集り、以て敵に當らんとす、只鹿野城に

て、其の拘置せる質子あるを以て、毛利方も、特は

杉原播磨守盛重を將とし、矢田七郎左衛門幸佐

等をして、土圍を築きて對陣せしむ。

盛重も備後國神邊道の上で城主あり、天正の

初の、元春隆景も従ひて、因幡國より來り、毛利家

の忠誠を尽しけるが、此の役討死せしと見え

て、墓も母木富吉山上にあり、土圍の址も、

幸盛寺の後、石垣を存し、今も萬人坑とある、

又幸盛寺門前、田土の森の中、盛重荒神とて、

其の靈を祀する小社あり、

盛重荒神

陰徳太平記より曰く、杉原播磨守盛重も、備後國

神邊道上の城主杉原宮内少輔忠興が遺跡を  
相統せり、子細と、永禄元年三月、忠興死しける  
が、實子あけなきを、既<sub>に</sub>断絶<sub>し</sub>及むんとす<sub>る</sub>處  
よ、元就宣ひけるも、忠興先年大内<sub>に</sub>背き、平賀  
が為め、<sub>に</sub>城を去り、雲州<sub>に</sub>あり、其の後毛利家  
に降り、家城を返し與へ多<sub>り</sub>、我が為め、<sub>に</sub>戦功  
を励ますと、<sub>と</sub>、数十度あり、然せむ彼の<sub>に</sub>家断絶  
せしむら<sub>す</sub>とありて、彼の<sub>に</sub>家第四番自の  
家老、同名播磨守盛重を、家督<sub>に</sub>被<sub>に</sub>申付けり、盛  
重も、不敵者<sub>にて</sub>、人を生き多<sub>る</sub>虫と<sub>も</sub>思はず、  
常に博襲<sub>を</sub>嗜み、おのが剛強<sub>に</sub>誇て、危き合戦  
を好み、若黨足輕以下の者共て、皆山賊海賊と

いへども、心志豪勇、膂力超えける輩をむ<sub>を</sub>必召  
置ける

因幡誌<sub>に</sub>曰く、杉原土圍、幸盛寺の境内<sub>に</sub>あり、  
天正の初め、藝州毛利家より妙見山の城(鹿野  
城あり)を人質曲輪とし、番兵を置き、<sub>に</sub>護らせ  
けるを、秀吉公末伐の初め<sub>に</sub>、先づ此の城を追  
落し、人質を取ら<sub>し</sub>め、亀井新十郎を初め、赤井  
福井、武田など云ふ者、彼は大將五六人を籠置  
き、其の身<sub>を</sub>播州へ販り多<sub>ま</sub>ふ時<sub>に</sub>、杉原播磨  
守盛重を大將として、矢田七郎左衛門等毛利  
家の命を承<sub>て</sub>り、鹿奴の城を攻<sub>め</sub>ける時、此の  
所<sub>に</sub>土圍を築き、陣を張り多<sub>る</sub>跡と<sub>も</sub>いへり、石

垣を、寺の後あり、今も萬人坑とあり、尼子家  
士日野五郎の墓もあり、門前田土の森の中、  
盛重荒神として杉原が靈を祭ると禿倉あり、盛  
重も、備後國神辺の城主あり、天正の初め、元春  
隆景も従ひて、當國を來り、毛利家も忠貞を尽  
しけるが、後ち病死せりと、隈徳太平記に見え  
多り墓も母木富吉の山上あり、此當郡にて  
果て多るあらん、又或説も盛重此の時の合  
戦に討死しける、其の怨念依草附木の精靈  
とありて、此の邊の人を祟りを成しけるが故  
に、一社の神を祀り祭りけると、何れが是ある  
事を知らず、

伯耆志に曰く、天正八年盛重寺羽柴の部下亀  
井赤井、福井、武田等が籠り、因幡氣多郡鹿野  
城を攻む、此の時、盛重土圍を築きて、在陣せし  
跡、今も杉原土圍と云々、彼地の幸盛寺の境内  
あり、又其の地も盛重荒神と呼ぶ小祠あり、其  
の靈を祀るとも、子細を知らず、同九年外史  
とす、二月、毛利氏の將吉川治部大輔經家、因幡  
鳥取城に入りける時、盛重より加勢として、横  
山彌太郎、南方半助を差添ふ、九月、元春羽柴秀  
吉と對陣の爲め、當國(伯耆)を發行し、八橋城に  
入り、盛重風氣を侵さきて、謁することを得ず、  
元盛、景盛命を承けて、河村郡野山馬に出陣し、ま

多松寄城及び馬野山に向て十二月二十五日、  
盛重八橋城にて病死す云々、又墓を八橋城恭  
玄寺にありと記せり、尚ほ考ふべし、

因幡民談記に曰く、亀井新十郎も、年未多二十  
三四に成りけりども、武勇智謀中々凡慮の及  
ぶ所非ず、其の頃武田源三郎、赤井、福井、等と  
引合て、秀吉に一味し、鹿野の城を拘へける、福  
井赤井を老功の侍ありしども、亀井が為め  
謀らきて、遂に身上を失ひけり、亀井元來雲  
州尼子の浪人あり、湯の新十郎と名乗ける、尼  
子浪人多く當國に來り、其の頃山中鹿之助  
富國にて武名を振ひ、戦功を顯はしけるゆゑ

亀井こきを頼みし付慕ひ、度々武功を勵ま  
けり、鹿之介是を称美し、殊の外にもあ  
ける、鹿之介に尼子の一家亀井何某といふ者  
の後家と連合ひ、其の腹に娘一人有り、是を新  
十郎と嫁し、我が婿とあり、娘が実父の家名を  
継がせり、亀井新十郎と名乗らせけり、然るに  
依り、鹿之介當國を去りし後、新十郎其の跡を  
ふまへり、一家の佳名を起しける、其の因に依  
り、雲州浪人何某も昔朋輩の末あり、よしみ  
を尋ねて交をとり頼みける振ありけりども、  
亀井智略の名人あり、心を智謀を以り  
透間を伺ひ、時節能くあり、己きを亡さん

と巧みける、後より其の色を顕て、互に中快  
うぞいて、両家子別きて取合ひ隙ありけり、  
かくて杉原播磨守盛重、矢田七郎左衛門幸佐  
等と、毛利方といひ合せ、長陣の用意し、鹿野へ  
手繁く攻めかけたり、斯くは鹿野の城より、福  
井、赤井、亀井、武田此の外の小侍七人集り勢少  
々より固めけきを、既に防戦難儀に及び、力盡  
きて危くぞ見えよける、さきども城中油断あ  
く日夜よこきを防ぎけきで難おく城を持固  
めけるゆゑ、寄手も流石責めか収り、陣を引き  
て退きける、其の時の杉原が陣所の跡、盛重土  
居として今もあり云々、

拾遺鹿野故事談に曰く、幸盛寺の西面は隈封  
あり之を盛重土堰と名く、郷俗傳へて杉原播  
磨守盛重が堡障とす、封外隍塹の地、三十四年  
前、猶切宍の處ありと云々然きども陰徳記等  
の書、此の事を不載、無所考証、按ずるに、盛重と  
毛利家瓜牙の將より、伯州尾高城に居り、戦  
伐の役毎に多くて吉川元春の麾下に属する  
時を、豈元春笹尾に營する時別し此の地は  
下營歟、按陰徳記、天正元年癸酉七月、吉川元春  
元長、帥師畧因州、太守山名豊國降焉、十月上旬  
元春帥一万余騎屯于因州笹尾、將入但州、太守  
山名宗仙、望風而降、十二月下旬、元春旋師云々、

又此の處より北、鉢屋村の側、盛重と稱する  
小祠あり、俗傳、盛重去つて後、御人為め、此  
の祠を建て、祭之と云、全斯説、疑ひ無き事  
と不能想ふ、盛重此の地、留まること久し  
と云ふとも、一季半載、過ぐべからず、其の間  
郷人、惠あること、猶、韓文公於潮人歎、吉焉而  
後、郷人懷、聞之、猶、潮人於文公歎、夫盛重者、一號  
將のみ、縱令賢ありとも、豈其至於此乎、是余所  
以不能無疑也、盖斯詞、盛重の建つる所、  
郷人の為、盛重建つる所、非、或て振古此處、有  
り、灌木蒨薜の地、あり、因り、森茂と稱するを、字  
訓の相近きが、為、盛重の事を傳會する邪、

11
21
526

終

